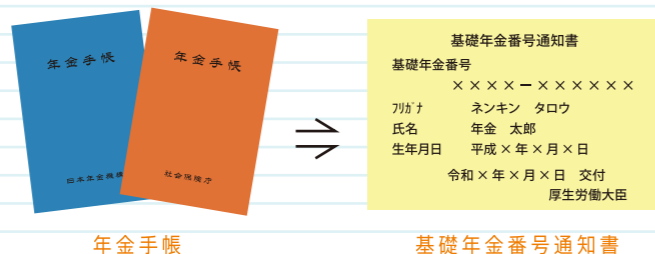


## 2022年4月より「年金手帳」の廃止

New Topics!



2022年4月以降に初めて年金制度に加入する人は『基礎年金番号通知書』が交付されることとなり、従来発行されていた年金手帳は廃止されることになりました。今回の廃止につながった背景としては、国が社会保障や税金に関するデータをマイナンバーに紐づけて一元化する方向で動いていることが挙げられます。

### 年金手帳廃止のメリットは…

- ・会社での保管が不要になり紛失リスクも軽減
- ・入社手続きの簡素化
- ・住所や氏名変更に伴う手帳内容の変更手続き不要

令和4年3月31日までの加入者で、現在年金手帳を所持している方については、改めて『基礎年金番号通知書』が発行されるわけではなく、紛失し再発行を希望する場合には『基礎年金番号通知書』が発行されるものとなります。基礎年金番号は日常的に使用するものではないですが、一部

手続き（海外転出や国民年金保険料の口座振替など）に関しては番号が必要になりますので、**廃止とともに年金手帳を捨ててしまうのではなく、きちんと個人で保管しておいた方が安心でしょう。**

代表からのあいさつ



いつもお読み下さり、どうもありがとうございます。今年は梅雨明けも早く、気づけばもう一年の半分以上が過ぎてしまいましたが、皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか？

我々の業界では、この時期は比較的仕事も落ち着き、一番営業や社内体制の構築、新たなチャレンジに取り掛かりやすい、そんな時期になります。ただ、7月の税務署の人事異動後は税務調査も多く始まり、特にコロナ禍で調査も進まなかったため、これから本格的になってくるだろうと感じております。

お客様にとって、税務調査は良いことというよりは嫌なこと、悪いことというイメージが強いと思いますが、我々からすると、税務調査で初めて社長の事業を行うにあたった経緯や、今までの会社の歴史、今

取り組んでいる新しい事業の話や家族のお話などを聞くことができたりと、意外と良い面もあります。ただ当たり前ですが、税務調査によって予定していない多額の税金が発生し、資金繰りに支障をきたしてしまわないように、毎月数字をチェックさせていただいております。そういった理由からも、日々の業務の中で多少お客様からすると厳しい意見を言わせていただいていることもあるかと思いますが、そこはご容赦いただければと思います。

我々の使命としましては、会社の成長をサポートする!! につきまので、会社に及ぶリスクをできる限り軽減しながら、挑戦されている会社様をこれからも応援し続けていきます。残り半年も頑張ってください!!

伊東 大介 いたうだいすけ  
46歳 血液型O型

出身/神奈川県横浜市  
趣味/仕事・お酒・読書・ダイエット

好きな言葉/ピンチはチャンス、チャンスはチャンス  
好きな食べ物/麻婆豆腐・みそラーメン

仕事におけるモットー/スピード・スピード・スピード  
お客様に一言/お客様の立場になってサポートします!!

IDEACONSULTING

# News Letter

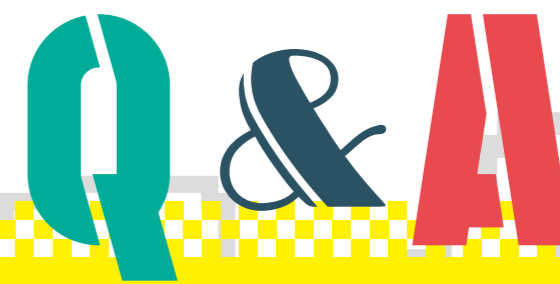
税理士法人アイデアコンサルティング

## Contents

- 1 Prologue  
スロログ
- 2,3 Information  
インボイス制度
- 4 New Topics  
年金手帳廃止
- 4 Message  
代表からのあいさつ

## Prologue

# インボイス制度



梅雨も明け、暑さが日ごとに加わってまいりました。夏バテ、熱中症など体調を崩しがちな季節ですが、水分や食事を十分に摂り、楽しい夏のイベントを満喫できるようにしたいですね。さて、今回は【インボイス制度】について、改めて解説していきます。

# INFORMATION

## インボイス制度Q&A

**CHECK!**  
2023年10月1日の制度導入のタイミングに合わせて  
適格請求書発行事業者になるには、  
提出期限は原則2023年3月31日までです！

### Q. 改めて「インボイス制度」とは？

**A.** 「インボイス(適格請求書)」とは「正しい消費税率や税額の記載を義務付けた請求書」であり、「インボイス制度」とは「この記載の義務を満たした請求書により、正しい消費税の納税額を算出して納付しよう」という制度です。

現在、令和元年より軽減税率が導入されたことにより、8%と10%の税率のものが混在するようになりました。よって「請求書の中に消費税率や税額を正しく明記し、不正やミスを防ぎましょう」ということで「インボイス制度」が導入されたのです。

### Q. 消費税の免税事業者(売上1,000万円以下の消費税の納税義務がない事業者)にも関係がある？

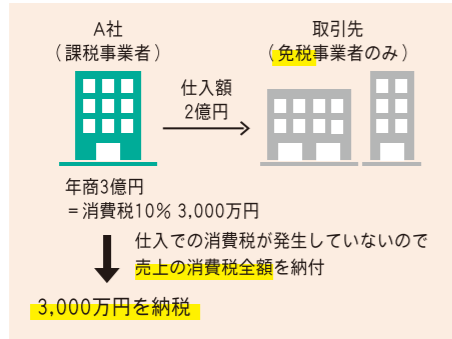
**A.** 大いにあります。そもそも事業者にとっての消費税とは、売上分の消費税から仕入・経費分の消費税を差し引いて(これを「仕入税額控除」と言います)納税するものです。免税事業者はここから算出された消費税を納付することが免除されています。

しかし今回の「インボイス制度」は免税事業者には登録番号(インボイス制度は申請・登録制)が発行されません。よって、**インボイスを発行するには登録して課税事業者にならない**必要があります。

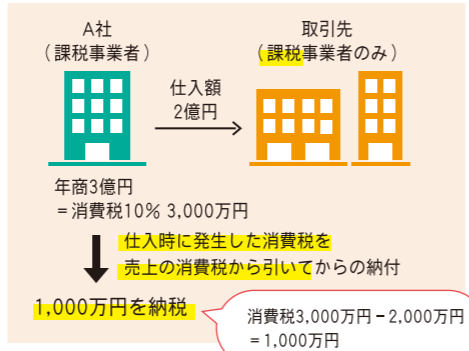
### Q. 免税事業者が課税事業者にならず、インボイスを発行しないとどうなる？

**A.** ここていったん課税事業者の立場で見てみましょう。

#### ① すべてが免税事業者と取引の場合



#### ② すべてが課税事業者と取引の場合



このように、課税事業者である取引先は同じ金額を支払って仕入れるなら**免税事業者より課税事業者と取引した方が消費税納付額が少なくて済む**のです。よって、インボイスを発行せず免税事業者のまま事業を行うと、**課税事業者の取引先が免税事業者との今後の関係を変えてしまう**、というリスクが起こります。その他、2023年10月1日からのインボイス制度開始から6年間は、免税事業者に特別な経過措置などもあります。さらに詳しく知りたい方は、弊社担当者までご相談くださいませ。

### Q. 取引先が個人や一般消費者だからわざわざ課税事業者になってインボイスを発行しなくとも良いのでは？

**A.** 一概には言い切れません。例えば飲食店経営の個人事業主(免税事業者)の場合、今後お客様から「会社の接待で来る場合、今まで通りのレシートではなく、インボイスのレシートをいただきたい」と言われることも考えられるからです。

飲食店の場合、通常の適格請求書に代えて「**適格簡易請求書**」(通常の適格請求書より若干簡易になった請求書)を交付することが認められています。ただし、自らも課税事業者として仕入税額控除を受けることができますので、**金額の大きな設備投資があった場合には消費税の還付を受けられる**、ということも起こりえます。

※国税庁 PDF「適格請求書等保存方式の概要-インボイス制度の理解のために-」より

#### < 現行の区分記載事項に追加される事項 >

- 適格簡易請求書※の場合
- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号①
- 取引年月日
- 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)
- 税率ごとに区分した消費税額等②、又は適用税率③(どちらかを記載、両方記載することも可能)

※不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業に係る取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができます。

スーパー〇〇  
××年11月30日 東京都...  
登録番号 T12345...

領収書

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
内 消費税額		¥24
10%対象		¥550
内 消費税額		¥50
お預かり		¥1,000
*軽減税率対象 お釣		¥126

いわゆる簡易インボイス

インボイス

#### 適格請求書の場合

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号①
- 取引年月日
- 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率②
- 税率ごとに区分した消費税額等③
- 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書 △△商事(株)  
(株)〇〇御中 ①登録番号 T012345...  
11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...	...	...
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

\*軽減税率対象

### Q. 登録したい場合は何をすれば良い？

**A.** 適格請求書発行事業者として登録するには、申請書を提出します。申請書の受付開始はすでに2021年10月1日から始まっております。インボイス制度の導入の2023年10月1日を登録日とした場合の受付期限は原則2023年3月31日までなので、登録をする場合は早めにご準備ください。

登録の申請先は納税地を所轄する税務署となり、登録用紙は国税庁のWebサイトからダウンロードできます。また、e-Taxによる登録申請手続きも可能です。税務署の審査を通り、適格請求書発行事業者として登録されると「登録通知書」が送付されます。e-Taxで申請した人は電子データでの受け取りも可能です。

こちらの記事は6月末時点の情報をもとに作成しております。何か気になること等ございましたらご遠慮なく弊社担当者までご相談頂ければと思います。